

保育施設新規開設のお知らせ

4月から新たに開設した保育施設をお知らせします。事業者は「小規模保育事業」と令和8年度から全国で実施される「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」の2事業を同一施設で実施します。

■こども誰でも通園制度とは…

保育所などに通っていない6か月から2歳のこどもが、保護者の就労条件やライフスタイルに関係なく、一人あたり毎月10時間まで利用できる新たな保育制度で、令和8年4月から全ての市町村で実施されます。利用に際して、事前に申請が必要ですので、子育て支援課へお問い合わせください。

1. 開設事業者

施設名	ほいくえん あいな
所在地	中標津町東2条南10丁目2番地
設置運営事業者	一般社団法人 aina

2. 開設事業の概要

開設事業	小規模保育事業A型	こども誰でも通園制度
定員	12名	3名
受入年齢	満6か月～2歳児 (3歳の誕生日後の年度末まで)	満6か月～満3歳未満 (3歳の誕生日の前々日まで)
利用可能日	月曜日～金曜日 (土日・祝日・年末年始を除く)	月曜日～金曜日 (土日・祝日・年末年始を除く)
開所時間	8時～18時	9時～13時
保育料	認可保育所の保育料基準と同じ	1時間あたり300円
その他	・保護者の就労等の要件あり	・保護者の就労等の要件なし ・利用可能時間は月10時間まで

子育て支援課からのお知らせ

●児童手当について

次の異動があったときは、15日以内に児童手当の手続きが必要です。

- ①出生・転入・転出したとき
- ②公務員になった・退職したとき
- ③児童福祉施設等に入退所したとき
- ④養育する児童が増減したとき

※高校3年生年代までの児童を養育して、受給していない方はお問い合わせください。

※公務員の方は、所属庁から支給されます。

●児童手当の第三子以降算定対象者の確認について

令和8年度の状況確認が必要な世帯へ通知文書を送付しています。該当する方は4月30日(木)までに必ず必要書類を提出してください。

子を3人以上養育し多子加算が適用されている世帯のうち

- ・令和7年度に高校を卒業する年代の児童がいる世帯
- ・短大、専門学校等に進学している大学生年代の子が令和7年度に卒業する世帯

●乳幼児等医療費受給者証について

出生・転入・転出などの異動があったときは、乳幼児等医療費受給者証の手続きが必要です。

また、小学生のお子さんは、入院した場合に医療費助成が受けられますので、入院前に申請手続きを行ってください。(※保護者の方の所得要件あり)

詳しくは、子育て支援課 保育給付係(直通 ☎74-0894)まで。